

神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

令和5年第1回定例会において、神奈川県県営住宅条例(以下、条例という。)の改正(令和6年4月1日施行)が議決され、県営住宅における施設維持管理料の徴収が可能になったため、関連する神奈川県県営住宅条例施行規則の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 住宅営繕事務所長委任事項(第1条関係)

条例で規定した事項を神奈川県住宅営繕事務所長(以下、所長という。)に委任する。

(2) 施設維持管理料の算定方法及び納付期限等(第29条の2関係)

条例において、規則で定めることとした施設維持管理料の算定方法を規定する。具体的には、当該県営住宅の前々年度の光熱水費実費総額を入居者(名義人)数及び12で除した額に対し、事務経費を加算した金額を各年度の月額とする。ただし、新築団地など、前々年度の実費総額が存在しない場合などに備え、所長が別途費用を算定することも可能とした。

また、施設維持管理料の納付期限について、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までにその月分を納付しなければならないこととし、少額の場合は別に納付期限を定めることを可能とした。

3 施行期日

令和6年4月1日